

# ■ スタジオ利用団体登録と ■ ■ 使用申込みについて ■

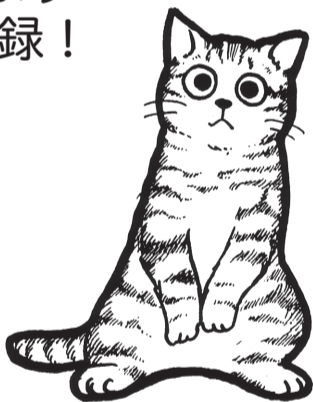
スタジオの利用を希望する学生団体の代表者は、「スタジオ利用団体登録用紙」に記載の諸規定と、「学生団体のスタジオ利用上の特別ルールの変更（緩和）」を確認の上、メディア工房受付で登録手続きを行ってください。

※学生団体(サークル)がスタジオを利用するには、次の①②の申請ステップが必要です。尚、申込みの手順が年度の途中で変更となる可能性があります。予めご了承ください。

## ① スタジオ利用団体登録（初回）

団体としての責任をを持つ代表者の連絡先を、年度のにメディア工房に登録して下さい。（「スタジオ利用団体登録用紙」）登録は年度内有効です。

4月はまず  
団体登録！



団体全体への連絡は  
代表者にします。

登録は団体代表者本人が行なってください(要学生証)。年度の途中で代表者が変わる時は必ずその旨を申し出てください。

ペナルティ

紛失や破損

スタジオ利用は学生課にサークル登録されている団体が対象となります。学生課への登録も毎年忘れずに行なってください。

## ② スタジオ使用の申し込み（毎回）

団体メンバーのうち当日スタジオを使用する人が使用責任者となり申請します。申請時(予約時)に「スタジオ施設使用願」に自分の連絡先を記入し、**使用開始時に学生証を提示** してください。使用終了時は終了報告をしてチェックを受けてください。

個別使用に関する連絡は  
使用責任者にします。

確認・問い合わせ

貴重品忘れ物

予約変更

